

若年移住者暮らし奨励金

主な条件

<前提>ワンストップパーソンや受入協議会の現地案内等の支援を受け、事業実施地域へ移住する世帯主(10年以上定住する意思のある者)

- ① 県外から事業実施地域への移住
- ② 転勤・福祉施設・学校・住民の家における同居・シェアハウス・短期滞在施設等への一時的な居住でないこと
- ③ 世帯主またはその配偶者が20歳以上40歳未満
- ④ 移住前1年以上県外に住所を有していること
- ⑤ 原則H29. 4. 1~H29. 12. 31 間の移住(予算額に到達次第終了)
- ⑥ 県内在住の親族が所有する家屋等に移住していないこと
- ⑦ 日本国籍を有しない者については、10年以上の在留資格(永住権等)を有すること
- ⑧ 年間所得が申請額を超える連帯保証人を1名確保すること
- ⑨ 生活費の確保を目的とした生活保護・青年就農給付金等に移住の前年から受けていないこと
- ⑩ 移住を理由として退職し求職中の者
- ⑪ H30. 3. 31までに就労(起業)するよう努めること
- ⑫ 地域おこし協力隊・集落支援員、国・地方公共団体等の正規職員ではないこと
- ⑬ 移住前に就労による所得もしくは収入を得ていたこと

まずは相談
じゃ!



事業実施地域の市町村を通じて申請

世帯要件(いずれか)	交付金額
① 世帯主が16歳未満の子どもと同居	250万円
② 世帯主が16歳以上の子どもと同居	150万円
③ 世帯主とその配偶者のみ	
④ 申請者の要件を満たす世帯	50万円

・詳しくは、若年移住者暮らし奨励金交付要綱をご確認ください。